

# 定額減税と調整給付金の概要

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税の定額減税が実施されることとなりました。

また、定額減税で減税しきれないと見込まれる人には、調整給付金が支給されます。

## 1. 定額減税

定額減税額：**所得税分 = 3万円 × 減税対象人数**

○対象者：令和6年分所得税の納税者である国内居住者で、合計所得金額が1,805万円以下である人

**個人住民税分 = 1万円 × 減税対象人数**

○対象者：令和6年度個人住民税所得割額の納税者である国内居住者で、合計所得金額が1,805万円以下である人

減税対象人数：本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数

問合せ 市民税課 ☎ 33-4107

## 2. 調整給付金

○対象者：上記の定額減税対象者のうち減税しきれないと見込まれる納税義務者



調整給付金 = ①所得税の減税不足額 + ②個人住民税の減税不足額（1万円単位で「切り上げて」支給）

※調整給付の対象者については、市からお知らせを送付します。

※お知らせの発送や給付の開始時期については未定です。

問合せ 重点支援給付金事業推進室 ☎ 45-5558

## ＼LPガスを使用している世帯の皆さんへ／ LPガス価格高騰対応支援金を給付しています

本市では、エネルギーなどの価格高騰で影響を受けている人を支援するため、市内でLPガスを使用している世帯に対して熊本県LPガス協会を通して支援金を給付しています。

- 対象者 市内のLPガス使用世帯  
(法人名や屋号により供給契約を締結している場合は事業用とみなされ給付対象となりません。)
- 給付額 4,000円
- 申請期間 5月20日(月)から8月23日(金)
- 申込方法 専用WEBサイトまたはLPガス販売事業者から配布される申請案内から申し込みください。
- 申請・問合せ 熊本県LPガス支援金コールセンター  
☎ 096-300-0734 (受付時間：9:00～17:00 土・日・祝を除く)

※専用WEBサイト



広告